

理事長報告

「合理的配慮」は、「思いやり」ではなく「権利」

理事長 野間田 徹

第 60 回 近畿肢体不自由児者福祉大会(和歌大会)に参加してきました。

大会テーマ「合理的配慮から考える共生社会」

～暮らし・学ぶ・防災を通して～

毎年近畿肢体不自由児者父母の会連合会の主催で開催されているこの福祉大会、今年は、10月3日に和歌山県で開催されました。会場は、和歌山城を望む和歌山県民文化会館でした。

「合理的配慮」について、畿央大学教育学部大久保賢一教授より基調報告がありました。その中

で、日本語の「合理的配慮」の「配慮」という日本言葉には、「思いやり」「やさしい人がしてあげる」というニュアンスがあるが、本来は、「思いやり」というようなものではなく、「権利」として認識されるべきものと強調されました。

日本語の「合理的配慮」は、英語の「reasonable accommodation」(リーズナブル アコモデーション)を訳したもので、直訳すると「合理的な調整」であり、言葉の意味するところは、「権利保障のために行う必要な調整」という権利性のある言葉だとのことでした。

また「reasonable」という言葉が、「お得な」という意味で使われることもあります。例えば、「リーズナブルな旅行だ」などです。英語の「reasonable」には、そのような意味はなく、本来の意味は、「合理的な」「無理のない」という意味で、「accommodation」の「調整」「適応措置」という意味と併せて「合理的な調整」となるのです。決して「思いやり」などではありません。

「合理的配慮」について自分でも調べてみました。すると[合理的配慮の英語表現に学ぶ、「配慮＝権利」という考え方 - ブイリーチ](#)というサイトにたどり着きました。

そのサイトでは、「合理的配慮」にあたる概念が次のような表にまとめられていました。

国・地域	主に使われる用語	根拠となる法律
アメリカ	reasonable accommodation	ADA 法(障害のあるアメリカ人法・1990 年)
カナダ	duty to accommodate	連邦・州の人権法
イギリス	reasonable adjustment	平等法 (Equality Act 2010)
オーストラリア	reasonable adjustment	障害者差別禁止法 (Disability Discrimination Act 1992)

カナダの「duty to accommodate」は、duty = 義務+to accommodate = 配慮する、必要な調整をする。

イギリス・オーストラリアの「reasonable adjustment」(リーズナブル アジャストメント)のアジャストメントは、「ちょうど良いように調整する」という意味で、ズボンのウエストの調整とか椅子



の高さの調整などで使われている言葉で、「合理的な調整」「無理のない範囲での環境やルールの変更」という意味で用いられる言葉です。

国によって使われる言葉も意味合いも微妙に異なりますが、いずれも「権利を保障するための法的義務」というニュアンスが強いものです。

実は「障害者の権利に関する条約」第 2 条の定義において「合理的配慮」が規定されており、それを読むと「思いやり」という言葉は、一切出てきません。

さらに、「合理的配慮の否定は、障害に基づく差別」にあたるとも規定されているのです。

それを考えると「合理的配慮」の「配慮」という言葉には、不満が残ります。「合理的調整」の方がより実質を表しているのではないのでしょうか。

2024 年 4 月 1 日に改正された障害者差別解消法が施行され、民間事業者の「合理的配慮の提供」が法的義務になりました。企業や団体、店舗、営利・非営利、個人・法人を問いません。多くの場面で合理的な調整の論議が進められることを願っています。

今回の福祉大会では、多くの学びがありました。

《参考》 障害者の権利に関する条約(日本政府公定訳)より

第 2 条 定義

(一部省略)「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(以下省略)